

熊本大学大学院法曹養成研究科
平成26年度第4期募集 法律科目試験問題

民 法

平成26年2月22日(土) 13:00~14:00

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚、下書き用紙は1枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答は横書きにして下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
5. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
6. 問題の内容に関する質問には応じません。
7. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【問題】 以下の設例について、設問に答えなさい。(配点：80点)

- 1 平成24年4月1日、放送業を営むYは、Xとの間で、Xから放送機械を160万円で買い受け、代金は同年5月30日払いとする契約を締結した。Yは、同年4月10日、Xから現品の納入を受けた。ところが、本件機械は、納入後まもなく、ソケットの接触不良等のためか、聴く者に不快な感じを与える雑音や音質不良が生じた。Xは、Yの求めに応じ本件機械を何回か修理したものの、本件機械はすぐに同じような雑音が発生するという繰り返りで、完全に修理することができなかった。そこで、Yは、同年6月初め、Xに対し、本件機械を一旦持ち帰って完全に修理するように催告したが、Xは修理をしないまま放置した。そのため、Yは、やむなく同業者Zに同種放送機械の調達を依頼したが、品薄で価格もあがっていた。それで、Yは、同年8月10日、Zから170万円で同種放送機械を購入した。その後、YはXに対し、代金支払を拒否している。
- 2 同25年7月5日、XはYに対し、売買代金請求をした。これに対し、Yは、同年8月1日、XがYの催告にもかかわらず本件機械を修理していないということで、Xの債務不履行を理由に、本件契約を解除する旨の意思表示をした。

設問1 Xは、上記解除の効力は発生しないと主張したい。どのような法的構成が考えられるか、Xの立場から論じなさい。

なお、商法526条については、考えないものとする。

設問2 Xの上記主張について、あなたの見解を述べなさい。

設問3 Yは、上記解除と同時に、Zから購入した放送機械の代金が170万円だったとして、10万円の損害賠償請求をした。この請求についてどう考えるか。

以上